

第一号議案

東京都市計画流通業務団地
総括図(東京都決定)

大田区



東京都市計画流通業務団地
総括図(東京都決定)

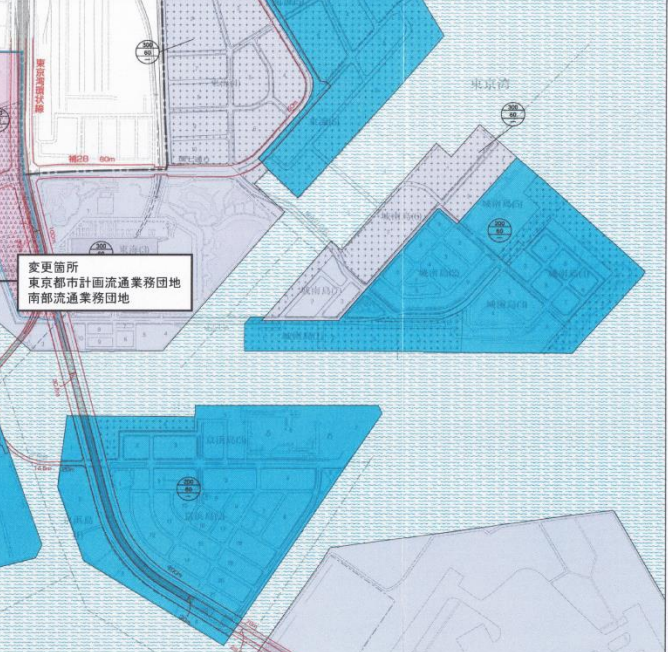
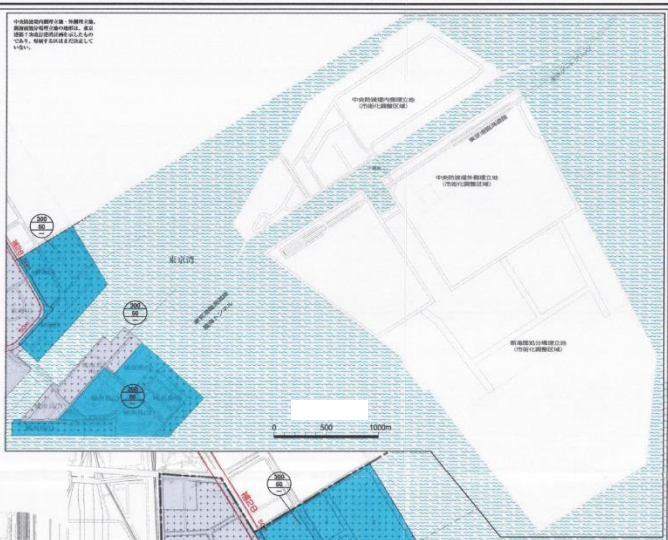
凡例

用途地	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	特別工業地区	工業地域	工業専用地域
高度地区	容積率(%) 建ぺい率(%) 高度地区	第1種高度地区	第2種高度地区	第3種高度地区	最低限高度地区 (7m)								
防火関係	防火地域	準防火地域 (消防法第25条第2項第2号)	新たな防火規制区域										
特別用途地区	特別業務地区												
臨海地区	東京臨海地区												
保全地区	大森ふるさとの浜辺 特別緑地保全地区	南馬込二丁目 特別緑地保全地区											
流通業務地区	南部流通業務地区												
生産緑地	生産緑地地区												
高度利用地区	高度利用地区	市街化調整区域											
その他	東京都市計画道路												

日影規制時間

3:30 4:25 (第1種・第2種低層住居専用地域内)は測定面の高さ1.5m、他は4.0m

- 注 1. 本図に示す地域地区等の境界は、その趣意を示すものです。詳細については、東京都市計画総則又は大田区まちづくり推進部都市計画課に備え置く指定図を参照願います。
- 注 2. 東京都市計画道路は正確を期し画線の中心線に示して下す。詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。
- 注 3. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から50mです。
- 注 4. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、10mです。



東京都市計画流通業務団地 南部流通業務団地